

保健所・市町村における現状と問題点

宮里 和子（国立公衆衛生院）

望月 久代（身延保健所）

黒川 慶子（習志野市役所）

柴田真理子（埼玉県立衛生短期大学）

母子保健事業は、その根拠法規である「母子保健法」によって実施責任の大半が都道府県又は保健所を設置する市等に規定づけられているが、一方、市町村においても、昭和51年度から予算補助の措置によって市町村実施が制度化されたため、一次機能が促進されてきている。（市町村母子保健事業振興費）

このような経過の中で、現状は県及び市町村実施の分野が混然としており、重複する部分も大きい。きめ細かな母子保健サービスを適切に行っていくためには、住民に身近な市町村が一元的に実施することが望ましいとされているが、将来像をもちながら、保健所と市町村の役割を明らかにし、体系づけを行い、目標にそって順次改善をすすめることが必要である。

仮に一次機能を市町村に、二次機能を保健所が担当すると考えた場合、現状の問題点として次のようなことが考えられる。

1. 専門医の確保が困難
2. 施設・設備の不備
3. 三次機能の未整備
4. 保健所の偏在、遠隔
5. マンパワーの不足
6. 保健・医療・福祉・教育との連携の不備

また、これらの問題点をベースとしながら、特に保健婦活動面においては健康診査、健康教育、訪問指導等の業務の展開やニードの高い対象への働きかけに、一貫性、包括性のある活動が必要とされる。